

児童福祉施策としての保育制度の維持と充実に関する意見書（案）

国は、平成22年6月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、平成25年度からの新制度の施行を目指しており、現在、その詳細な検討を行っている。

また、少子化対策の中核である保育制度については、大幅な規制緩和の実施が閣議決定されるとともに、少子化社会対策会議や地域主権戦略会議等において、幼保一体化、多様な事業主体の参入を可能とする指定制度の導入、保育所の最低基準を定める権限の都道府県条例への委任等に関し、今後の在り方の検討が重ねられている。

しかし、そもそも日本の保育所の最低基準は、面積、人員配置共に諸外国に比べてはるかに低く、最低基準の引上げこそが求められている。認可外保育施設での死亡事故の発生や認可保育所での定数を超えた受入れによる事故の増加などが起こっている中で、最低基準の更なる引下げは許されるものではない。また、幼保一体化についても、余りにも拙速と言わざるを得ない。

今、国に求められているのは、子どもたちの心身共に健やかな育ちを保障するため、保育制度に関する行政の公的責任を明確化し、かつ、保育の質を確保することである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、子どもたちの最善の利益を守る立場に立ち、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 子どもたちの心身共に健やかな育ちを保障するため、国、都及び区市町村の公的責任を明確化するとともに、これまで丁寧に積み重ねられてきた児童福祉施策としての保育制度を後退させないこと。
- 2 児童福祉施設最低基準に定める、保育所の職員配置基準、保育所施設設備基準等を改善すること。
- 3 保育の質を高めるため、優秀な人材を確保するとともに、正規雇用を行うために必要な財源措置を行うこと。
- 4 待機児童の解消のため、認可保育所の大幅な増設を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣

} 宛て